

令和5年度 一時的保育のご案内（明光保育所）

社会福祉法人 見真会
明光保育園

一時保育とは

海田町に居住し、住所を有する就学前の児童（ただし、生後6か月以上の児童。広島広域都市圏に居住する就学前の児童も対象とします。）を対象に、保護者が臨時、パートなどの不規則な勤務形態で働いている家庭や家族の傷病・入院などで一時的に家庭での保育が困難になる場合に、その児童を一定期間（月当たり14日以内）保育します。

※保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍している児童は対象となりません。

一時的保育の種類

（1）非定型的保育サービス事業（特定保育）……登録制

保護者の労働、職業訓練、就学などで、原則として週3日を限度として、断続的に家庭での保育が困難な児童を保育します。

（2）緊急保育サービス事業

保護者の疾病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事情で、緊急・一時的に家庭での保育が困難になる児童を保育します。

（3）私的理由による保育サービス

保護者の育児疲れのリフレッシュ等を目的として児童を保育します。

受付期間

適切で安全な保育を提供するため、子どもたちの健康状態やアレルギーの有無などを保護者の方とお子さんにお会いしてお話を伺いながら確認します。このため、緊急時を除いて、利用の10日前までに登録、面接をお願いします。

令和5年4月1日（土）から随時受付を行います。

保育日及び時間

年末年始（12月29日～1月3日）を除く日

基本保育時間は、8時30分～16時30分の範囲内です。

※保護者の就労状況等により、利用できる時間は異なります。

一時的保育料

一日一人当たり 3歳未満児 2,000円、3歳以上児 1,500円

（年齢は、令和5年4月1日現在）

保育時間内の給食費を含みます。ただし、生活保護世帯は無料です。この場合、受付時に生活保護受給証明書等を提出してください。

受付場所

社会福祉法人 見真会 明光保育園

提出書類

- 1 保育所入所申込書（申込児童1人に付き1枚必要です。）
- 2 一時保育緊急連絡カード
- 3 断続的又は緊急一時的に保育が困難なことを証明する書類

なお、私的理由による保育サービスの場合は、証明する書類は不要です。

また、証明する書類は、父母及び同居する18歳以上65歳未満の祖父母等の全員について提出してください。

（利用理由による証明書類の例示）

利用理由	事実を証明する書類	備考
就労（パート、自営、内職など）の場合	・在職証明書 ・就労状況申告書など	
職業訓練の場合	・職業訓練校の在学証明書	
就学の場合	・学校の在学証明書又は学生証	
出産前後の場合	・出産予定証明書又は母子健康手帳の写し	
疾病・病気の場合	・診断書	
高齢者・病人の介護	・介護保険証の写し、診断書	
心身障害者の場合	・身体障害者手帳・療育手帳など	
災害・事故の場合	・罹災証明書	
冠婚葬祭の場合	・案内通知、会葬礼状など	
その他	・各種証明書又は申立書	

入所決定について

- (1) 書類審査後、保護者の方にご連絡いたします。ただし、緊急性を要すると認められる場合には、この限りではありません。
- (2) 保育園の定員に余裕がない時は、入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

社会福祉法人 見真会 明光保育園 電話082-823-0366